

# 2 兼職兼業規制

## (1) 現状

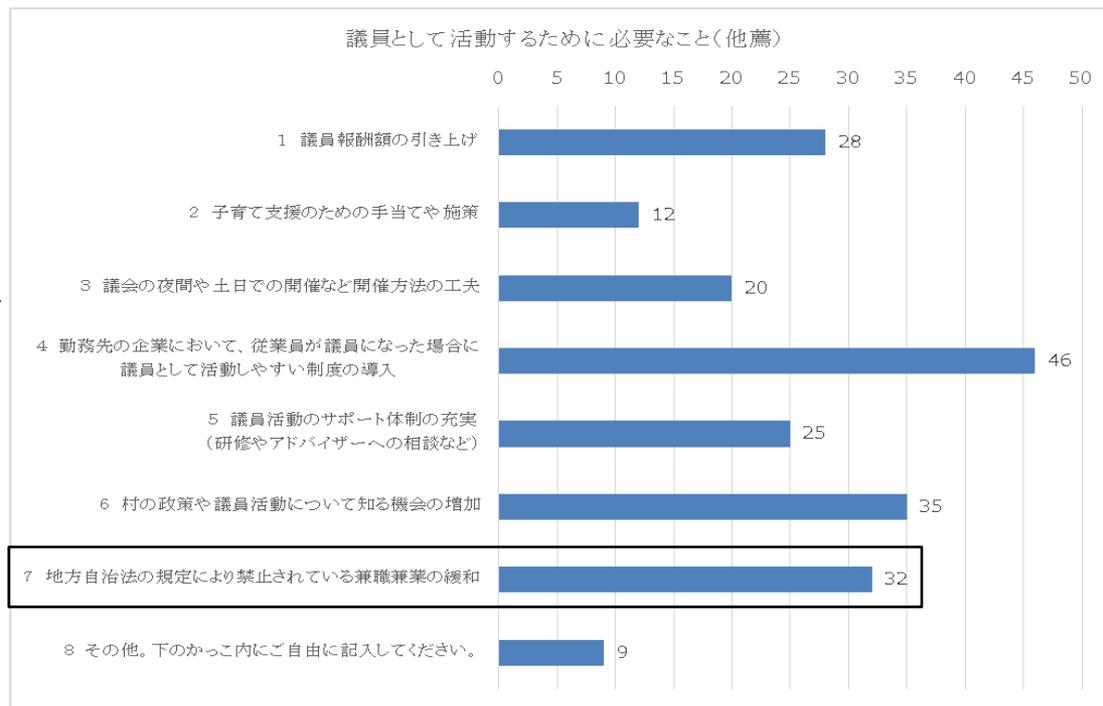
### <村民アンケート>

(議員として活動するために必要なこと (他薦))

・兼職兼業規制の緩和が必要 32 / 87  
⇒他薦者の中の多くが兼職兼業規制の緩和が必要と考えている。

(議員として活動するために必要なこと (自薦))

・兼職兼業規制の緩和が必要 2 / 20  
⇒兼職兼業規制の対象となりうる村民にも立候補を希望する人がいると思われる。



## 2 兼職兼業規制

### (2) 検討

- ① 公務員の兼職規制の緩和について（地方自治法第92条関係）
- ・ 地方自治法第92条は、常勤職員等は議員になることができない（ただし、非常勤職員は対象外）とされている。この規定は、執行機関と議決機関に同一の者が立場を違えて在職することにより、議決機関の存在の意味を損ない、また執行機関としても弊害が生じる懸念から設けられたものである。
  - ・ この趣旨を踏まえると、村職員について規制緩和を求めることは適当ではないのではないか。
  - ・ また、現在、総務省の「町村議会のあり方に関する研究会」において、国や都道府県の議員や他団体の職員について兼職を認めることなどについて議論されているが、大川村には該当者はほぼおらず、メリットがないのではないか。

## 2 兼職兼業規制

### (2) 検討

#### ②請負関係にある者の兼業規制の緩和について（地方自治法第92条の2関係）

##### (ア) 請負の対象について

- ・ 地方自治法第92条の2の議員の兼業禁止規定では、当該普通地方公共団体に対し、主として同一の行為をする法人の役員等は議員になることができないとされている。
- ・ この規定における「請負」とは、民法上の請負のみならず、当該団体から一定の報酬を得てその需要を供給することを業とする場合も含まれるとされている。

(S27. 6. 21行政実例)

- ・ この点について、請負契約や委託契約については明らかに対象となるものと考えられるが、補助金の交付や指定管理などについては「請負」に該当するかどうか明確ではないと考えられる。
- ・ そのため、兼業規制の範囲が必要以上に広く解され、本来は規制対象外の者が立候補を萎縮してしまう可能性も考えられることから、「請負」の対象となるものの範囲をより明確化すべきではないか。

## 2 兼職兼業規制

### (2) 検討

#### ②請負関係にある者の兼業規制の緩和について（地方自治法第92条の2関係）

##### (イ) 禁止される請負の範囲について

- ・ 地方自治法第92条の2の議員の兼業禁止規定では、当該普通地方公共団体に対し、主として同一の行為をする法人の役員等は議員になることができないとされている。この「主として同一の行為をする法人」とは、当該地方公共団体に対する請負が当該法人の業務の主要部分を占めるものをいうとされている。（S25. 6. 30行政実例）
- ・ しかし、法人が行う請負といっても様々なものがあることから、すべてを一様に扱う必要はないのではないか。
- ・ 議員が、営利を目的とする事業を主とする団体の役員等と兼業することは、当該議員が当該団体の利害を議会等で主張する場合、議会運営の公正性や事務執行の適正性の確保の面からもリスクが大きいことから適当ではないのではないか。
- ・ 一方で、営利を目的としない事業を主とする団体の役員等との兼業については、当該議員が当該団体の利害を主張する場合であっても、公正性や適正性の面からも比較的リスクが小さいのではないかと。
- ・ また、実態上の問題として、公共的団体も村内事業所の多くを占めることから、そうした団体の役員等が一律に兼業禁止の対象となることは、人口が少なく議会の担い手不足の課題を抱える村にとっても影響が大きい。
- ・ ただし、営利を目的としない事業を主とする団体の役員等との兼業であっても、なお議会運営の公正性と事務執行の適正性が疑われる可能性もありうるため、兼業を認める場合には、監査委員による監査の強化を図るなど、一定のチェック機能の強化を併せて検討すべきではないか。